

鳥取県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
住吉内科眼科 クリニック	住吉内科眼科 クリニック	米子市安倍200-1	平成22年10月5日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導